

校庭を活用した外遊び業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

校庭を活用した外遊び業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 企画提案を募集する業務及び、履行場所、事業規模

①指定の小学校

業務 1

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（上筒井小学校）
履行場所	上筒井小学校の校庭（約 500 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 14：40～16：00 2月12日（水曜日） 14：40～16：00 2月25日（火曜日） 14：40～16：00 3月4日（火曜日） 14：40～16：00 3月12日（水曜日） 14：40～16：00
契約金額上限	(3) のとおり

業務 2

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（なぎさ小学校）
履行場所	なぎさ小学校の校庭（約 4284 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 15：00～16：00 2月18日（火曜日） 15：00～16：00 2月25日（火曜日） 15：00～16：00 3月4日（火曜日） 15：00～16：00 3月11日（火曜日） 15：00～16：00
契約金額上限	(3) のとおり

業務 3

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（宮本小学校）
履行場所	宮本小学校の校庭（約 2314 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 14：40～16：00 2月18日（火曜日） 14：40～16：00 2月25日（火曜日） 14：40～16：00 3月4日（火曜日） 14：40～16：00 3月11日（火曜日） 14：40～16：00
契約金額上限	(3) のとおり

業務 4

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（春日野小学校）
履行場所	春日野小学校の校庭（約 1500 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月12日（水曜日） 14：40～16：00 2月19日（水曜日） 14：40～16：00 2月26日（水曜日） 14：40～16：00 3月5日（水曜日） 14：40～16：00 3月12日（水曜日） 14：40～16：00
契約金額上限	（3）のとおり

業務 5

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（雲中小学校）
履行場所	雲中小学校の校庭（約 1500 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月12日（水曜日） 14：20～16：00 2月19日（水曜日） 14：20～16：00 2月25日（火曜日） 14：30～16：00 3月5日（水曜日） 14：20～16：00 3月11日（火曜日） 14：30～16：00
契約金額上限	（3）のとおり

業務 6

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（中央小学校）
履行場所	中央小学校の校庭（約 800 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 14：30～15：30 2月14日（金曜日） 15：30～16：00 2月18日（火曜日） 14：30～15：30 3月7日（金曜日） 15：30～16：00 3月11日（火曜日） 14：30～15：30
契約金額上限	（3）のとおり

業務 7

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（こうべ小学校）
履行場所	こうべ小学校の校庭（約 2700 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 15：00～16：00 2月18日（火曜日） 15：00～16：00 3月4日（火曜日） 15：00～16：00 3月11日（火曜日） 15：00～16：00 3月18日（火曜日） 15：00～16：00
契約金額上限	（3）のとおり

業務 8

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（山の手小学校）
履行場所	山の手小学校の校庭（約 2800 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月18日（火曜日） 14：40～16：00 2月19日（水曜日） 14：40～16：00 2月25日（火曜日） 14：40～16：00 3月4日（火曜日） 14：40～16：00 3月11日（火曜日） 14：40～16：00
契約金額上限	（3）のとおり

業務 9

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（湊小学校）
履行場所	湊小学校の校庭（約 2000 m ² ） 土
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 14：45～16：00 2月18日（火曜日） 14：45～16：00 2月25日（火曜日） 14：45～16：00 3月4日（火曜日） 14：45～16：00 3月11日（火曜日） 14：45～16：00
契約金額上限	（3）のとおり

業務 10

委託業務名	校庭を活用した外遊び業務（港島学園前期課程）
履行場所	港島学園前期課程の校庭 （約 1000～2000 m ² ） 芝生 ※仮設校舎建設工事のため、使える面積が変動する可能性があります。
履行日時及び回数	2025年2月4日（火曜日） 14：45～16：30 2月18日（火曜日） 14：45～16：30 2月25日（火曜日） 14：45～16：30 3月4日（火曜日） 14：45～16：30 3月11日（火曜日） 14：45～16：30
契約金額上限	（3）のとおり

（3）委託契約金額の上限

企画提案で計画する児童数に応じて委託契約金額の上限を以下表のとおり設定する。

1回あたり計画児童数	上限金額（消費税含む）
40人以下	150,000円
41～60人	220,000円
61～80人	280,000円
81～100人	340,000円
101人以上	410,000円

(4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(5) 契約期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日まで

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料

下記の資料についてホームページを参照すること

- ・神戸の子ども居場所フォーラム

https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/ibasyo_forum.html

- ・神戸市立学校園 学級数・児童生徒数等

<https://www.city.kobe.lg.jp/a61516/kosodate/education/gakkoen/children.html>

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

また、選定結果通知後においても、学校園との調整により業務内容及び提案内容を変更する場合がある。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書、仕様書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合せ等を円滑に行い、安全管理体制を整備できる能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (7) 神戸市における請負及び委託契約の業務において、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと

5 スケジュール（予定）

(1) 公募開始（実施要領等の交付）	2024年11月12日 14時
(2) 質問票の提出期限	2024年11月26日 17時
(3) 質問に対する回答	2024年12月3日 以降
(4) 参加申請・企画提案書類の提出期限	2024年12月24日 17時
(5) 参加資格決定通知	2024年12月25日 以降
(6) 企画提案審査会	2024年12月26日（予定）
(7) 選定結果通知	2025年1月7日 以降
(8) 学校園と事業者の調整	2025年1月9日～20日（予定）
(9) 契約締結	2025年1月9日～20日（予定）
(10) 事業開始	2025年2月3日（予定）
(11) 事業完了	2025年3月31日（予定）

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 公募型プロポーザル実施要領等の交付
 - ア 交付開始 2024年11月12日14時
 - イ 交付方法 神戸市ホームページに掲載
www.city.kobe.lg.jp/d49614/kuyakusho/chuoku/press/chuokouteisotoasobi.html
※郵送等による交付は行わない
 - ウ 交付資料 ①公募型プロポーザル実施要領（本書）
②委託業務仕様書（業務1～10）
③委託契約書頭書（案）
④各種様式
⑤委託契約約款
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 2024年11月12日14時から
2024年11月26日17時まで
※持参による場合は、神戸市の休日を守る条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - イ 提出方法 「質問票（様式第3号）」に記載し、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」までEメールにより提出すること。
 - ウ 回答方法 回答参加者全者に対して、2024年12月3日以降にEメールにより回答する。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 2024年11月12日14時から
2024年12月24日17時まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 提出書類 様式第1号「参加申込書」

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 「PDF データ」にて、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」のメールアドレスまで、Eメールにより提出すること。

オ 参加資格決定通知 2024年12月25日以降に参加資格決定通知書によりEメールにて通知する。

(4) 企画提案書の提出

ア 受付期間 2024年11月12日14時から
2024年12月24日17時まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 企画提案書 A4版とし、任意様式とする。

ウ 企画提案書の枚数 10ページ以内とする。

エ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

①団体概要（類似業務実績など）

②実施計画書

（実施方針、小学校名（複数提案可）、参加上限児童数及び対象学年、魅力的な外遊びプログラム内容、児童の安全に配慮した実施体制など）

③想定される保護者との連絡体制、怪我等の緊急事態発生時の対応策及び加入する保険の内容

④提案見積と積算根拠

オ 提出部数 1部

カ 提出方法 「PDF データ」にて、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」のメールアドレスまで、Eメールにより提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、別紙「評価基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、校庭を活用した外遊び業務委託者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者を、契約相手方の候補者として選定する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「設定課題に対する解

- 決手法の的確性、実現性、独創性」の項目の点数が高い方を選定する。
- オ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
 - カ 委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
 - キ プレゼン形式でのヒアリングは行わない。必要に応じて個別にヒアリングする場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

(5) 学校園との事前協議

選定後、実施内容・体制・けがなど緊急事態発生時の対応などについて、神戸市・学校園と事前協議を行う。協議の結果次第では、契約締結をしないことがある。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 企画提案書の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、プロポーザル参加者が負うものとする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-8570 神戸市中央区東町 115 番地

神戸市中央区総務部地域協働課 広報相談担当 釘本・石坪

TEL : 078-335-7511 (内線 213)

MAIL : chuokouhou@office.city.kobe.lg.jp